町の人口
世帯数 1,596
人口 6,983
人口 男 3,414 女 3,569

広報かわぐち

No.26
発行人 川口町公民館長 保科 清
編集人 桜井兵治

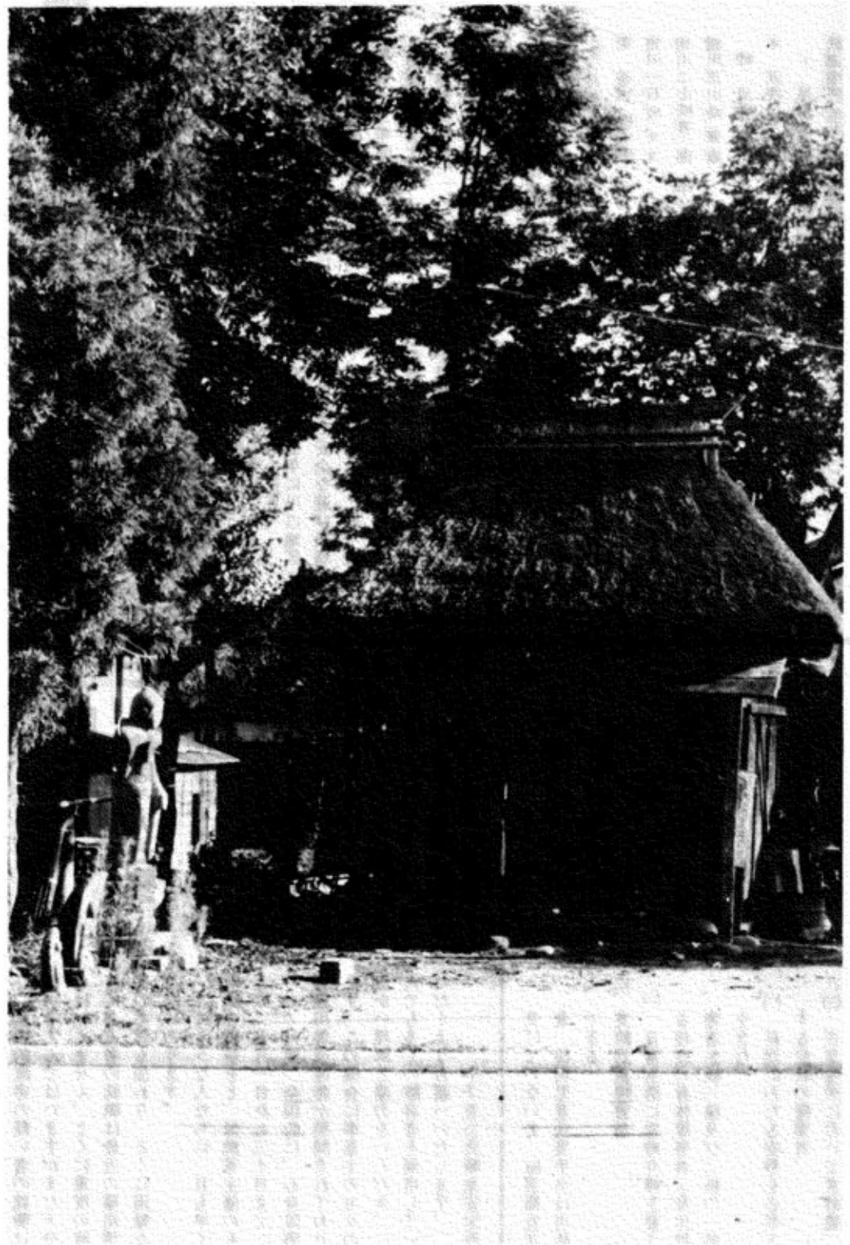

郷土の古跡めぐり

田麦山大形の地蔵様…子どもたちのかっこうの遊び場

青年活動紹介

＊相川青年会＊

発足以来三年、相川地区の青年達の活動は年と共に充実してきています。初めは好きな仲間同志で歌を唄ったり、相互学習をしたりしていたものが、青年会として発展。普段は挨拶をしなかった仲間も、顔を合わせると互いに声をかけあって地域に明るい空気が流れるように変わった。……とまで言われました。年を重ねるに従い、高卒の若者も、みんな地域に残るようになり、スポーツ活動や研修に積極的な意欲を燃やしています。

今年は地域の人々との結び目となる"ムラまつり"には演芸会を担当し、大活躍をしました。活動内容や運営面では今後、様々な問題にぶつかるでしょうが、地域の方々と力を合わせ、一層の飛躍が期待されています。

在学青年である高校生を含めているのが相川青年会の特徴ですが不良高校生を出さないのがこの会の良い点といえます。

—川口町青年団長 中林浩—
（次回は田麦山青年会です。）

町民囲碁将棋大会の結果

八月十六日に行なわれた囲碁将棋大会の結果は次の通りです。

◉囲碁の部 総合優勝 平沢良雄
準優勝 羽吹堯道

A 組
一位 平沢良雄、二位大大橋快泉
三位 星野敬太郎

B 組
一位 羽吹堯道、二位 小山和夫
三位 角屋康夫

◉将棋の部 総合優勝 内藤嘉文
準優勝 上村浩一

松 組
一位 内藤嘉文、二位 喜多村喜平、三位 関勝人

竹 組
一位 上村浩一、二位 渡辺藤太郎、三位 山田健吉

梅 組
一位 江畠誠、二位 小宮山多喜男、三位 小宮山富栄

"過疎から村を守る"

＊小高分館の活動＊

八月十七日小高地区では例年行なっている文化講演会を公民館で行ないました。今年は"過疎問題"をとりあげ、その現状と原因及び対策をどうすべきかということで講師に"嫁よこせ村長様"の作者、河内幸一郎氏を招いて学習をしました。地区のお父さんやお母さん方から村の長老まで四十名程集まり、ユーモアに溢れた講師のお話に笑い声が溢れました。

さて、その名案は?。

"姉妹部落をつくろう。そして互いに勉強し合い、互いに競争して地域を良くしよう"…ということでした。小高分館長の笹崎泉さんの努力で、このような会の持たれていることは大いに学ばなければならぬことです。

被害を受けたら あきらめずに!!

～自動車にひかれた～横領された～詐欺にかかった～

さっそく警察へ→しかし犯人はウソの弁解→検察官はそれを入れ裁判にはかけなかった（不起訴）。

あんな不法が通るとは…ここで泣き寝入りしてはおれない。検察審査会に審査を申立てよう。

審査会では、市町村の選挙人名簿から無差別に選定された十一人の審査員が、住民としての健全な良識に従って、検察官の捜査のあとを調べなおしてくれる。

あきらめず、気軽につぎへ相談しよう。費用は一切かからない。

▽長岡市信濃二 裁判所内
長岡検察審査会事務局
☎（〇二五八）三五—二一四一

広報メモ

▽収穫期を迎えて、みなさまには御多忙のことと思います。八月九日から十六日間中国へ派遣された小林孝君からレポートをいただきました。新生中国の様子を生々しく伝えてさらに日本人の学ぶべき多くのことを感じさせられます。

この報告会が九月二十日、夜九時から福祉センターで行なわれますので、多数参加されますよう御案内します。

10月1日国勢調査が行なわれます

十月一日は国勢調査の日です。この調査は統計法に基づいて行なわれるもっとも大かかりな人口統計調査で大正九年に第一回調査が行なわれて以来、五年毎に行なわれ今回で十二回になります。

◎調査することがら

氏名・年令・男女別・続き柄・配偶関係・産業別・職業別などの十六項目です。

◎調査の対象

町内に在住するすべての人を対象に、それらの人がふだん住んでいる場所で、世帯ごとにまとめて調査します。旅行などで一時留守にしている人、生まれたばかりの赤ちゃん、住み込みのお手伝いさんや従業員、下宿や間借りをしている人などを忘れないようにしなければなりません。

◎調査票の記入について

調査員が九月二十四日から三十日までの間に調査票と記入例（お願い）を配布しますので、必ず黒鉛筆で記入し、マーク・文字・数字は枠からはみ出さないように、もし誤って記入したときは、消ゴムでよく消してください。「光学式読取装置」にかけて集計するので調査票を汚したり、折ったり、丸めたりしないよう注意ねがいます。結果の公表は十二月中に人口と世帯数の概数が発表され、以下順次五十二年頃までに詳細にわたり公表されます。

◎秘密の保持

調査票に書かれたことは国県市町村の行政に役立てるためのものであり他の目的に使用することは法律で禁じられております。

なお調査員は次のとおりです。

荒谷宮保五郎　東部渡部政夫
相川一石坂キヨ　〃中林道男
相川二山崎喜一郎　牛ヶ島丸山聖浄
相川三山崎兼雄　〃江畠保二
峠星野源治　貝の沢丸山晴久
木沢渡辺裕一　西倉関新一
〃星野芳郎　中新田関敏夫
武道窪阿部稔　原新田山田宗一郎
竹ヶ田星野正作　新敷小宮山宗平
牛首星野喜勇司
野田古田島勝司　荒屋星野喜勇司
中山佐藤雅美　川岸佐藤栄
東部小林徹　岩出原岡村昭夫
〃山吉康三　八郎塲上河原小林龍一
〃中林浩　長坂丸山池治
〃関俊昭　下村丸山勉
〃畑田鉉三郎　小和北真島英一
前原桜井美昌　大谷内桜井浩弥
大形水落喜一　小高角張喜一郎
田中森山市郎次

（調査区順）

こどもたち児童遊園地で遊ばせよう

昭和四十五年に川口地区に、地域の児童に安全な遊びの場を与えて、交通事故をはじめ、広く児童の事故を防止するとともに、体力の増強が図られるようにとの願いで児童遊園地が設置されました。が地域のはずれにあること、施設不足等のためか、ほとんど利用されていないのが現状であります。

道路上におけるこどもの遊びが、こどもの交通事故の要因になっていることはご承知のとおりであります。危険のない場所で遊ばせることによって、こどもたちは健全な遊びができて、しかもすこやかに育ってゆくものと考えます。広場に防球ネットをつくりました。わずかながら木陰もあります。

これからはこどもたちが児童遊園地で遊ぶように指導してください。

住民課

障害をこえて結ぼう人と職

「九月は心身障害者雇用促進月間です。

最近では心身障害者についての社会全体の理解と関心が高まり、これまで就職が困難であった身体障害者や精神薄弱者も、かなり広範な職場に進出して活躍する姿がみられるようになりました。

しかし、心身障害者の雇用問題は、障害者の残存能力の開発により、比較的障害の軽い者の就職は漸次すすんではいますがまだ十分とはいえません。とくに重度の障害にある者の就職は最近の雇用情勢の悪化も加わり、とくに困難な状況にあります。

このような人たちに一日も早く就職の機会をと、労働省主催のもとに「九月一日から三十日まで」の一ヵ月間、全国的に、心身障害者雇用促進運動が展開されております。この機会に事業主の方々の温かい理解と協力をいただき、一人でも多くの障害者を雇用していただくようお願いいたします。

小千谷公共職業安定所

在宅重度障害者に福祉手当を支給

昭和五十年十月から在宅の重度障害者のかたがたに福祉手当が支給されることになりました。該当されると思われる人は、十月三十一日までに手続きをすませてください。

一、支給要件

㈠ 精神および身体に重度の障害を有し、日常生活に常時介護を要すること。

㈡ 日本国籍を有し、現に日本国内に住所を有すること。

㈢ 在宅の障害者で廃疾を事由とする他の制度による給付を受けていない者（障害福祉年金、特別児童扶養手当は併給できる）

二、支給対象障害者

㈠ 日常生活に常時介護を要する程度の身体障害者（身体障害者手帳一級及び二級の一部を含む）

㈡ 長期にわたる安静を必要とする症状の療養者。

㈢ 日常生活において常時監、介護を要する精神障害者。

㈣ 日常生活において常時介助又は介護を要する精神及び身体の障害をあわせもつ者

三、手当額

月額　一人　四、〇〇〇円

四、支給日

一月、五月、九月

日中友好訪問を終えて

小林孝

日中友好と日本農業の担い手である、東北信越の農村青年四八〇余名を乗せた中国船「耀華」号は、八月十日熱い太陽が照りつける中、新潟港を出港しました。

私にとって〝中国〟という未知の世界を訪問する事に憧憬の念をもつ反面、〝日中友好〟という重責にはかり知れない不安を感じていました。そして建国以来農業を重視し「農業を基礎とし、工業を導き手とする」基本方針で国づくりにはげむ隣邦中国を、青年の目で直視し、真の中国の姿を知る事でした。

「中日両国人民友好万歳！」熱烈な歓迎の中、私たちは上海に第一歩を踏み入れました。それまで船酔いで青ざめていた団員たちの顔にも活気がみなぎり、早くも友好気運の高まりをはだで感じとりました。

大陸に立っての第一印象は緑が非常に多い事でした。アカシア、柳、ポプラの並木が、工場でも、学校でも、新村でも続き、また道路においても緑の深い谷底を走るか、緑のトンネルの中にありました。

発展途上国中国は、青年の闘志に燃えています。いたる所に自力更生、独立自主の立て札があり、八億人民一人一人が、自分たちの力で新中国を建設していました。

中でも目についたのが女性労働者です。我国ではとうてい考えられない労働に女性が参加し、それも同じように仕事をしている。我々の質問がそこに集中したのも無理はない。彼女らは「天の半分を支えるのは女性だと毛主席がおっしゃいました。」ときまってこたえるのである。だから、男のやる事は女もやる。現在の我国で問題になっている農業後継者問題にしてもそうである。青年たちは自ら農業の道へと進んでいく。それも教育を終えた知識青年が、都会から先を争って農村に入り、農民たちといっしょに農業にとりくんでいる。「農村は広びろとした大地で自分の才能をフルに発揮する事ができる。」と、彼らは誇らしげに話してくれた。過疎だの、三ちゃん農業だのといっている我国では、ちょっと考えられない事である。

広大な揚子江は、中国のとうとうたる雄大な歴史をしのばせて、天安門前広場に立って首都北京を実感し、万里の長城に立って中国の印象をより深くきざんできた。

農村青年の立場から、農業はもとより、教育文化施設をはじめ、都市の勤労者の生活など中国の姿をさまざまな角度から見聞してきたが、十七日間という短い期間で社会主義国家〝中国〟のすべてを知るという事は、しょせん不可能な事であった。しかし、少くとも彼らのひきしまった生活や、子供たちの純粋な心、そして明るく輝いている瞳をみたとき、人間の本当の姿をみたような気がする。そして現在の先進国に、追いつき追い抜く日がそう遠くはない事を、我々の脳裏に植えつけてくれた。

特に自分たちの国土を踏みにじった日本に対して、「過去は水に流して」と、〝友好〟を説くその〝中国人民の心〟を我々は知らなければならない。

最後に町当局始め、各種団体、及び関係各機関の皆様方に、厚く御礼申し上げます。

星野総左エ門氏逝去さる

川口町教育委員星野総左エ門氏は、かねて病気のため小千谷病院に入院加療中のところ、手厚い看護のかいもなく八月二十日遂に逝去されました。謹んでおくやみ申し上げます。

戦没者遺族に特別弔慰金を支給

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部が改正されたことにより、昭和五十年三月三十一日までに、公務扶助料、遺族年金等を受給していた人が死亡等により失権し他に年金等を受給することのできる人がいない場合に新たに、特別弔慰金が支給されます。

一、支給金額

二〇万円　十年債還の記名国債

二、時効

昭和五十三年三月三十一日（権利取得の日から三年）

三、支給対象となる遺族

昭和十二年七月七日以後、公務又は勤務に関連した傷病によって死亡したことにより。援護法に基づく弔慰金を受ける権利を昭和五十年四月一日までに取得し（取得したとみなされる者も含む）同日現在遺族年金、公務扶助料等を受給している者がいないこと。

㈠ 前回の特別弔慰金（三万円）を受給した者

ア、三万円の受給者

イ、三万円の受給者が死亡した場合は次の順位者

㈡ 昭和十六年十二月八日以後の死亡者の遺族で特別弔慰金（三万円）を受給しなかった者

支給順位

ア、弔慰金の受給者

戦没者の妻の場合は遺族以外と再婚していないこと。

イ、戦没者の子供（遺族以外と養子縁組した者を含む）

ウ、戦没者と生計関係を有していた戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没後婚姻し氏を改めた者を除く）

エ、戦没者と生計関係を有していなかった戦没者の父母孫、祖父母、兄弟姉妹（婚姻、養子縁組等で氏を改めた者を含む）

オ、遺族以外と再婚した〝汝〟者の妻

㈢ 日華事変（昭12・7・7～16・1・27）間における戦没者の遺族

ア、弔慰金を受給していなくてもよい

イ、支給の順位については㈡と同じ。

四、現に位牌を護持し、祭儀を取り行っている者に対して支給されるものではない。

㈠ 戦没者の妻、子供、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹以外の者は支給の対象とならない。

㈡ 戦没者の死亡後、戦没者の父母と養子縁組した者又は、戦没者の死亡後出生した兄弟姉妹は対象とならない。

概要は以上のとおりですが、申請手続き等くわしいことは住民課にお問い合わせください。